# 移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令 （平成十八年国土交通省令第百十二号）

#### 第一条（趣旨）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十一条第一項の規定に基づく移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準は、駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）、駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）及び駐車場法施行規則（平成十二年／運輸省／建設省／令第十二号）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

#### 第二条（路外駐車場車いす使用者用駐車施設）

特定路外駐車場には、車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」という。）を一以上設けなければならない。

##### ２

路外駐車場車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

###### 一

幅は、三百五十センチメートル以上とすること。

###### 二

路外駐車場車いす使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をすること。

###### 三

次条第一項に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

#### 第三条（路外駐車場移動等円滑化経路）

路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち一以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

##### ２

路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

###### 一

当該路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。

###### 二

当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

###### 三

当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。

###### 四

当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路（段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。

#### 第四条（特殊の装置）

前二条の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、国土交通大臣がその装置が前二条の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。

# 附　則

この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。